

JR東海労新幹線関西「発」第1号
2015年10月1日

株式会社関西新幹線サービック
代表取締役社長 清水 厚真殿

JR東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「団体交渉」開催の申し入れについて

現在、御社には、私たちJR東海労働組合の組合員が出向中であります。

さる6月22日、出向中であった組合員に対して御社は処分通知を發しました。この組合員は御社の企業理念、経営理念に沿って業務を続けていましたが、残念ながらその思いに反した処分であったと考えます。よって、その処分の理由と撤回を求めるために、御社と労働組合法の趣旨に基づき、以下の事柄について直接協議をしたく、「団体交渉」の開催を申し入れるものです。

御社におかれましては、誠意のあるご回答をお願いします。

記

1. 新大阪第二事業所で勤務していた松井重勝組合員に対する「訓告」処分（6月22日付）発令に至った理由と撤回について

6月22日、御社へ出向し新大阪第二事業所で勤務していた松井重勝組合員に対して訓告処分が發せられました。御社の就業規則等を詳らかにして頂き、処分発令に至った経過と理由を明らかにして頂きたい。

2. 松井重勝組合員に対する「訓告」処分の撤回について

御社に出向中であった松井重勝組合員は、御社企業理念、経営理念に沿って日々、業務に就いていました。

当日は、本人が御社での出向を終える最後の出勤であり、そうした先輩組合員に対して不誠実な対応であったと考えます。さらに、現在も御社へ出向中の組合員に対しても、勤労意欲を削ぐことにもつながります。よって、発令された処分を撤回して頂き、後進の出向組合員の熱意、やる気を起こさせる対応を要求します。

3. 新大阪第二事業所に関する職場の諸条件の改善について

御社による出向社員、正社員に対する社員教育・指導について、こうした処分の乱発では懲戒を恐れるあまり仕事に集中出来なくなり勤労意欲を低下させ、さらに管理者や上司との人間関係の悪化を招きます。よって、今後は安全確保の阻害になる処分の乱発による社員管理を改めて頂き、働きやすい労働条件と人間関係の改善を求めます。

以上